

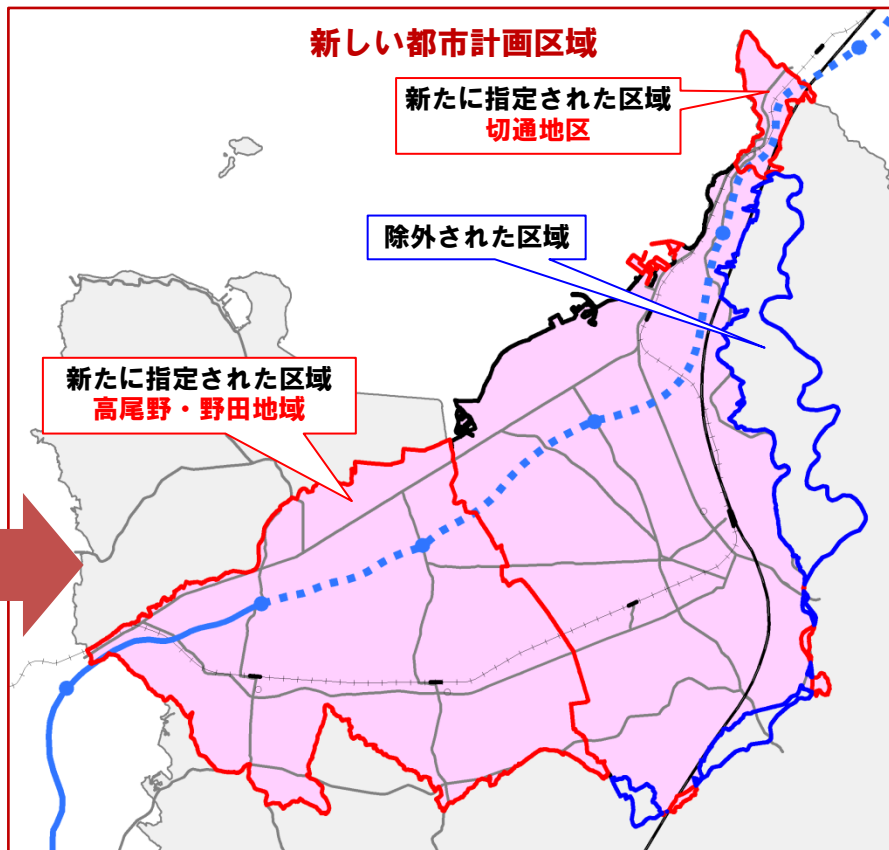
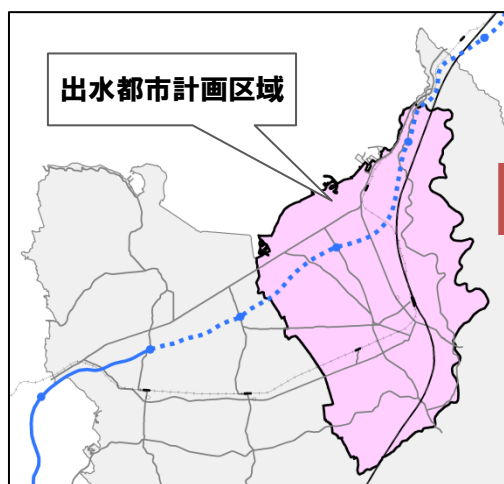
出水都市計画区域が変更されました

出水都市計画区域の変更が平成28年4月1日に鹿児島県により公告され、決定されました。出水市の都市計画区域は、これまで出水地域（旧出水市）のみに定められていましたが、今回の変更で高尾野地域、野田地域まで拡大されました。

変更の概要

- ・高尾野地域及び野田地域まで拡大
- ・水俣市境まで拡大(切通地区)
- ・米ノ津港埋立部分の編入
- ・現行区域界の見直し

これまでの都市計画区域



○新たに都市計画区域に含まれた土地の大字

- ・全部が含まれた大字：高尾野町唐笠木
- ・一部が含まれた大字：
境町、上鯖淵、荘、武本、米ノ津町、高尾野町下高尾野・
下水流・柴引・上水流・大久保、野田町下名・上名

○都市計画区域から除外された土地の大字

- ・一部が除外された大字：
下鯖町、境町、上鯖淵、美原町、武本

都市計画区域の指定の効果

①秩序ある土地利用の推進

現在、整備中の南九州西回り自動車道のインターチェンジ周辺、支所や家屋が集中する既存市街地部や農地などの平坦部が、今回、新たに都市計画区域に指定されたことで、その周辺での無秩序な開発が抑制され、計画的な整備、開発をコントロールすることができるようになります。

②安全・安心なまちづくりの推進

建築確認、開発許可等を受けることで、敷地の道路への接続、排水対策等が適切になされ、防災面・生活環境面での改善が図られます。

③建物用途のコントロール

今後、商業地域、住居地域、工業地域等の区別を明確にする「用途地域」を指定することで、住宅地の隣接地への工場立地や、小学校の隣へのパチンコ店の出店などに対して、建物用途のコントロールができるようになります。